

# 館山市産業振興促進計画

令和2年2月25日作成

館 山 市

## 目 次

1. 総論	1
(1) 本計画策定の趣旨	
(2) 前計画の評価	
(3) 計画の期間	
2. 計画の対象地区	3
3. 計画の期間	3
4. 館山市の産業の現状及び課題	3
5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種	4
6. 事業の振興のために推進しようとする取組み・関係団体等の役割	4
7. 計画の目標	7
(1) 設備投資の活性化に関する目標	
(2) 雇用・人口に関する目標	
(3) 事業者向け周知に関する目標	
8. 計画評価・検証の仕組み	8
9. 参考資料	8

# 館山市産業振興促進計画

令和2年2月25日作成  
千葉県館山市

## 1. 総論

### (1) 計画策定の趣旨

館山市は、房総半島の南端に位置し、面積110.05k㎡、人口約4万6千人の南房総の中心都市である。30km以上に及ぶ変化に富んだ美しい海岸線を有し、親潮と黒潮が交わる房総沖は、多種に渡る魚介類が生息している。里山が広がる地域では、温暖な気候を活かし、様々な農作物が栽培されている。

近年、本市と首都圏を繋ぐ高速バスの増便や、館山自動車道の4車線化が進められたことにより、アクセスが充実し、通勤圏、通学圏が拡大している。

都心からのアクセスの良さに加え、豊かな自然に触れることができることから、本市への移住や二地域居住を検討する人も増えている。

このような中、本市は、館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）が接続する「渚の駅」たてやまを交流拠点として、館山湾を活用した海辺のまちづくりを進めて観光業の振興を図っており、「渚の駅」たてやまの来館者数や、体験の観光入込客数は年々増加傾向にある。

また、トライアスロンやロードバイク等のスポーツに適した地域として親しまれ、国内外から多くのアスリートや愛好家が訪れている。

しかし、館山市における総人口は年々減少傾向にあるとともに、総人口に占める65歳以上の人口の割合が年々増加傾向にあり、事業者の高齢化、後継者不在などの理由により、市内の事業所数は減少している。

更には、サービス業や医療福祉を中心に深刻な人手不足に陥っており、本市の有効求人倍率は近年高い水準を維持している。

このような状況の中で、本市の産業が持続的に発展していくためには、地域経済の活力を活発化させ、安定した労働力を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして各産業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自律的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、「館山市産業振興促進計画」を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

### (2) 前計画の評価

#### ア 前計画における取組及び目標

平成27年に認定された館山市産業振興促進計画（以下「前計画」という。）

の期間において、本市は、租税特別措置の活用を促進を行うとともに、補助制度等により企業の負担を軽減し、起業しやすい環境の整備を行い、更には道路環境の整備及び販路拡大を図ることで、産業の振興に繋げるよう目標を定めていた。

#### 【目標値】

業種	新規設備投資件数	新規雇用者数
製造業	16 件	96 人
旅館業	5 件	30 人
農林水産物等販売業	5 件	20 人
情報サービス業等	2 件	12 人

#### イ 目標の達成状況

前計画の期間（平成 27 年度～令和元年度）においては、各分野において振興が図られ、令和元年 12 月末時点で次のような達成状況となった。（平成 30 年度半島税制利用状況調査結果に基づく）

#### 【達成状況】

業種	新規設備投資件数	新規雇用者数
製造業	9 件	0 人
旅館業	3 件	45 人
農林水産物等販売業	0 件	0 人
情報サービス業等	0 件	0 人

#### 【成果及び課題】

- ・製造業は、新たな機械を導入することで生産性の向上を図り、人手不足を補う事業者も見受けられたため、必ずしも新規雇用者数の増加に繋がらなかった。
- ・旅館業は、新規設立及び事業拡大が行われたため、働き手が必要となり、新規雇用者数が増加した。
- ・農林水産物等販売業及び情報サービス業等においては、企業誘致や各種支援制度の成果が現れづらかったことや、半島税制の周知不足等により、半島税制を利用して新規設備投資を行う事業者はいなかった。

#### ウ 成果及び課題を踏まえた対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 商工会議所と連携した企業の経営支援、起業支援の強化
- (ii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進

## 2. 計画の対象地区

本計画区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された南房総地域内における館山市内全域とする。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 4. 館山市の産業の現状及び課題

前述のとおり、本市の人口は年々減少しており、高齢化率は急上昇している。人口減少及び高齢化は、深刻な人手不足を引き起こし、各産業において人材の確保や生産性の向上が共通の課題となっている。

平成28年経済センサスによると、事業所数・従事者数ともに減少の傾向にあり、中小企業においては、後継者不在による事業所の廃業が目立っている。

本市は、商工会議所及び市内金融機関等と連携を図り、事業承継や女性活躍の推進を視野に入れた経営支援を行っていく必要がある。

各産業に対する現状及び課題は以下のとおりである。

### (1) 製造業

平成25年6月に制定した「館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例」に基づいた奨励措置等の活用により、新たな企業の進出、追加設備投資や起業をしやすい環境づくりに努めてきたが、製造業の事業者は減少傾向にある。

地域経済の中心である観光業や商工業、農水産業、交通・運輸など関連業種の連携強化や各産業が情報を共有し連携できる機会の提供や環境づくりが引き続き必要である。

### (2) 旅館業

道路交通網の整備が進み、首都圏からの移動時間が短縮されたことにより、観光客の通過・日帰り型への移行が見受けられるが、宿泊・滞在型観光促進の効果もあり、宿泊客数も微増している。滞在時間の減少は、消費金額の減少にも影響するため、引き続き、宿泊・滞在型の観光客増加を図る必要がある。

また、海や山といった館山市固有の自然フィールドを活かした体験を取り入れた顧客の確保や、豊かな自然を活用したスポーツ合宿の誘致などに力を入れ、ターゲット層も社会情勢に合わせて対応する必要がある。

なお、訪日外国人の観光客は、体験型・交流型観光を求める層が増えており、リーズナブルで、現地の住民とのふれあいや旅行者同士の交流を楽しむことができる簡易宿泊施設の需要が増えている。

### (3) 農林水産物等販売業

本市における農林業は、温暖な気候と豊かな自然環境を活かし、多様な花卉、果樹、野菜の栽培が盛んに営まれている。

市内での農産物の販売に関しては、小規模な直売所などが点在しているが、産業の振興を図るために、新たな販路拡大や地域ブランド化に対する取組や観光客への直売所のPR、地場製品の消費拡大が必要とされる。

また、水産業は、沿岸漁業を中心として、大型・小型定置網漁業を始め、まき網漁業、釣り、さし網、採藻、採貝など多種多様に行われている。

水産物についても、「館山のさかな」のブランド化などの価格対策や地場製品の消費拡大が課題とされる。

### (4) 情報サービス業等

本市における情報サービス業等は事業所数が18、従事者数が117人（平成28年経済センサス）であり、全業種に占める割合が非常に小さい業種となっている。

地理的条件不利性に比較的影響を受けない上、地域において一定数の雇用確保にも繋がる業種であると考えられる。首都圏から約2時間というアクセス性を活かし、情報サービス産業が進出しやすい環境に整備し、誘致を図ってまい

## 5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

- ① 製造業
- ② 旅館業
- ③ 農林水産物等販売業
- ④ 情報サービス業等

## 6. 事業の振興のために推進しようとする取組み・関係団体等の役割

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

### (1) 製造業

取組事業	説明
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた融資・補助制度、経営相談を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、創業セミナーや起業家同士の交流会等を実施し、経営者の育成及び商工業の活性化を図る。
空き店舗等への店舗	市内の現状調査から、空き店舗を活用した事業の誘導

誘導	策を進める。
----	--------

実施主体・主な役割	
市	融資・補助制度の実施 起業相談窓口の設置 創業支援セミナーの実施 空き店舗への店舗誘導関連事業の実施
商工会議所	融資・補助制度の実施 経営相談及び起業相談の実施 異業種交流会の実施

(2) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光地としての魅力創造	本市固有の自然フィールドを活かした各種体験型や、ご当地グルメ等観光コンテンツをブラッシュアップし、地域の魅力向上を図る。
宿泊・滞在型観光の促進	経済効果の大きい宿泊・滞在型観光を促進し、旅館業の活性化を図る。
インバウンド観光の促進	訪日外国人の誘客を促進し、観光業の活性化を図る。

実施主体・主な役割	
市	補助制度の実施 関係団体及び民間事業者と連携した集客促進事業 観光ガイドブックの作成 地域資源を活かした特色ある観光イベントの実施
観光協会	本市の観光 PR・集客促進事業の実施 ホテル・旅館等受入体制の強化 地域資源を活かした特色ある観光イベントの実施
商工会議所	事業者同士の連携の促進 地域資源を活かした特色ある観光イベントの実施

(3) 農林水産物等販売業

取組事業	説明
農水産物の販路拡大	農水産物の流通を改善し、販促活動を行い、ブランド化を推進することにより付加価値向上を図る。
新規特産物の開発	本市を代表する地域ブランドを確立し、本市のブラン

	ドイイメージを創出するとともに、新商品やサービスの開発に努め、6次産業の活性化を図る。
商工業との連携	異業種との交流・連携により、販路拡大及び産業の活性化を図る。

実施主体・主な役割	
市	農商工連携の促進 農水産物の販路拡大事業の実施 地域資源を活かしたイベントの開催
農業協同組合 漁業協同組合	物産の販路拡大の促進支援
商工会議所 観光協会	市のブランドイメージを創出する特産品及びサービスのPR

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業誘致に関する助成制度の活用を促す。
企業立地を促す環境の整備	データセンターやコールセンター等高度情報化社会の雇用の需要先として期待できる情報サービス産業が進出しやすい環境を整備する。

実施主体・主な役割	
市	企業立地，雇用創出に関する補助事業の創設 情報通信環境整備事業の実施
商工会議所	企業立地の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	市内外問わず，事業者に対する積極的な制度周知，相談対応を実施し，企業誘致の促進，既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における，対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し，事業の継続，拡張を支援する。

取組事業	説明
------	----

市	地方税の不均一課税の実施 半島税制に関する周知資料提供 企業の新規立地及び雇用促進のための奨励措置等の相談 受付及び周知資料提供
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 税務部署窓口にて，半島税制に関する周知資料提供 Web 媒体等による情報発信
商工会議所	会員へ半島税制に関する周知資料提供

## 7. 計画の目標

### (1) 設備投資の活性化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

計画期間中，旅館業，製造業，農林水産物等販売業及び情報サービス業等における機械・装置，建物・付属設備，構築物の設備投資を支援等することで，次の目標値の達成を目指す。

#### 【目標値】

業種	新規設備投資件数
製造業	15 件
旅館業	5 件
農林水産物等販売業	3 件
情報サービス業等	2 件

### (2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

業種	新規雇用者数
製造業	30 名
旅館業	30 名
農林水産物等販売業	20 名
情報サービス業等	12 名

### (3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

Web 媒体等による情報発信	・市及び商工会議所のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し，広報紙にて1回程度情報発信をする。
事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口で半島税制に関する周知資料を常設し，相談事業者に対して制度説明及びチラシを提供する。

	・商工会議所において経営相談を受け る際に制度説明及びチラシを提供す る。商工会議所会員向けに半島税制の 説明会を年1回実施する。
--	--

## 8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCA サイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

## 9. 参考資料

### (1) 総人口の推移 (国勢調査) (単位：人)

年	世帯数	人口	増減
平成2年	18,059	54,575	△1,460
平成7年	18,698	52,880	△1,695
平成12年	19,218	51,412	△1,468
平成17年	18,865	50,527	△885
平成22年	20,232	49,290	△1,237
平成27年	20,146	47,464	△1,826

### (1-2) 総人口の推移 (住民基本台帳4月1日現在・外国人含む)

年	世帯数	人口	増減
平成27年	22,685	48,495	△442
平成28年	22,811	48,043	△452
平成29年	22,923	47,642	△401
平成30年	22,878	46,978	△664
平成31年	22,925	46,437	△541

### (2) 高齢化率 (住民基本台帳4月1日現在・外国人含む)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
高齢化率	34.5%	35.9%	36.7%	37.5%	38.3%	39.0%

### (3) 産業の推移 (経済センサス) (単位：人)

区分	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
就業人口	20,305	20,188	19,896	19,351
事業所数	3,108	2,924	2,926	2,776

(3-2) 産業別就業人口 (経済センサス) (単位: 人)

産業分類	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
A 農業, 林業	140	171	143	230
B 漁業			39	
E 製造業	1,759	2,022	1,190	959
G 情報通信業	118	98	94	117
M 宿泊業, 飲食サービス業	3,256	3,364	3,173	3,106

(3-3) 産業別事業所数 (経済センサス)

産業分類	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
A 農業, 林業	15	17	16	20
B 漁業			3	
E 製造業	125	134	131	115
G 情報通信業	18	15	16	18
M 宿泊業, 飲食サービス業	626	593	593	566

(4) 観光客入込状況 (単位: 人)

年度	観光客総数	宿泊客 ( ) 内, 外国人		日帰り客
平成 26 年度	1,630,000	380,000	(759)	1,250,000
平成 27 年度	1,888,000	401,000	(445)	1,487,000
平成 28 年度	1,865,000	399,000	(1,900)	1,466,000
平成 29 年度	1,964,000	411,000	(997)	1,553,000
平成 30 年度	2,075,000	422,000	(1,669)	1,653,000